

(社)日本原子力学会 標準委員会 原子燃料サイクル専門部会
第34回 LLW 埋設施設検査方法分科会議事録

1. 日 時：2022年3月7日(月) 9:30～12:00
2. 場 所：Webex による WEB 会議
3. 出席者（順不同，敬称略）
（出席委員） 河西主査，高尾副主査，千々松，竹田，宇野，中辻，山本（正），
仲田，平井，田坂，梅原（幹事）（12名）
（欠席委員） 枝松，工藤，久田（4名）
（常時参加者） 山岡，関口，大畑，斉藤，山田（5名）
4. 資 料
F15SC34-1 議事次第
F15SC34-2 人事について
F15SC34-3 第33回 LLW 埋設施設検査方法分科会議事録（案）
F15SC34-4-1 専門部会中間報告コメント対応表
F15SC34-4-2 標準改定案（専門部会資料）
F15SC34-4-参考 専門部会コメント対応について
5. 議事
 - （1）出席者及び資料確認
梅原幹事より，分科会成立に必要な委員数（10名以上）を満たしている旨の報告があった。また，第34回分科会の配布資料の確認が行われた。
 - （2）人事案件
梅原幹事より，F15SC34-2に基づき人事の説明があった。委員人事（選任：竹田委員，山田委員）は承認された。また，宇野委員の退任が報告された。
 - （3）前回議事録の確認
梅原幹事より，F15SC34-3に基づき第33回の議事録案について紹介された。コメント期間として2022年3月11日（金）までを設けることが周知された。
 - （4）専門部会中間報告へのコメント対応について
F15SC34-4-1，F15SC34-4-2，F15SC34-4-参考に基づき，山田委員，斉藤常時参加者より専門部会中間報告の意見募集結果への対応案について説明が行われた。その後，斉藤常時参加者より標準改定に関する審議スケジュールについて説明された。また，コメント対応案の確認期間として2022年3月11日（金）までを設けることが周知された。
主な質疑は次のとおり。
○意見募集結果の対応案について（F15SC34-4-1）

- ・コメント No11, 12：現行標準へのコメント記載を削除するか。（河西主査）

 - ⇒要件として文章的に、内容不足していると思うので、記載を修正してはどうか。
 - コメント者に意図を確認は実施したか。附属書を規定にするかも関係するのではないか。（山本（正）委員）
 - ⇒コメント者に確認はしていない。（梅原幹事）
 - ⇒単純に削除すると文脈がわからなくなるのではないか。（山本（正）委員）
 - ⇒「検査項目は、次による。」のみを削除するため、意味は変わらないと判断した。（山田委員）
 - ⇒残した形式で「確認」とする。（河西主査）
 - ⇒拝承。（山田委員）

- ・No9：現行標準から変更していないため、そのままよいと考える。（山田委員）

 - ⇒改定するなら、附属書の位置付けを正しく見直すのではないか。（山本（正）委員）
 - ⇒本文と附属書との関係は理解したが、その旨を本文に記載する方がいいのではないか。（平井委員）
 - ⇒拝承。本体 4.1 へ附属書 C, E の位置付けを追記する。（山田委員）

- ・No22：トレンチの受け入れ施設の有無について、どうするか。（山田委員）

 - ⇒標準の構成としては、参照処分場としてどういう想定があるのかによるのではないか。（山本（正）委員）
 - ⇒JAEA では受け入れ施設を設置した例がある。削除する必要はない。遮蔽機能が必要な場合があるので、それを読めるような形式で本文を修正してはどうか。（仲田委員）
 - ⇒埋設後管理標準では、トレンチ処分では想定できるものを幅広く記載しているため受け入れ施設を有りとして参照処分場を記載している。（関口常時参加者）
 - ⇒基本的に施設が必要となる可能性があるのであれば標準へは記載すべきである。しかしながら、トレンチ処分場にマストにならないように記載方法の工夫が必要である。（平井委員）
 - ⇒研究所廃棄物ではあり得るので、可能性を記載した上で記載方法を工夫すればよい。（高尾副主査）
 - ⇒本文、附属書の記載を工夫する。（山田委員）

- ・No, 62：「設計されていること・・・」を表現の修正

 - ⇒「設計され」を削除すると客観性がかけるかもしれない。（河西主査）
 - ⇒設計されていることは当たり前であり、そこで「必要な機能を有している」ことが重要であるため、いいのではないか。（平井委員）
 - ⇒機能が重要であり「機能がどうか」を記載するのではないか。（山本（正）委員）
 - ⇒吊り具を用いる場合、用いない場合はどうなるのか。（山本（正）委員）
 - ⇒その他箇所も含めて検討する。（山田委員）

- ・No, 71：限定的な範囲

⇒どういう場合には必要があるのかが必要ではないか。（山本（正）委員）
⇒容器で担保するなら、施設側の記載は不要になると考える。（山田委員）
⇒全体像がみえないのでは、限定的にしか見えない。（山本（正）委員）
⇒事業規則では、飛散防止は措置なので、「講じる場合は・・・」でいいのではないか。
規則上で規定されていないので、現状の記載で問題ない。（仲田委員）
⇒日本原燃の場合は、飛散防止と絡めて、インターロックと高さ制限の取り扱いとして
いる。検査はインターロックと高さを項目としている。設計上の問題であり、標準で
はどう記載するかが問題である。（関口常時参加者）
⇒他の方の意見を聞いてはどうか。「・・・する場合」の部分は課題として挙げておいて
もらう。（河西主査）

・No. 93：覆土の例としてピットを加えるか。

⇒原燃の案を追加する。また、共通的なものも記載していくような記載でいいのかと思
う。（河西主査）
⇒拝承。（山田委員）

・No. 112：「放射性廃棄物」の用語の問題

⇒定義とするのであれば、例えば「廃棄体等」という記載ではどうか。（平井委員）
⇒1つにまとめて定義をする必要はなく、廃棄体とコンクリート等廃棄物で2つに分ける
方が明確になるのではないか。（山本（正）委員）
⇒参照処分場の中で廃棄物を設定することで、対応できるのではないか。（関口常時参
加者）
⇒廃棄体を入れるトレンチ処分も考えられるので、検討には注意が必要である。（高尾
副主査）
⇒各パターンを吟味して検討してほしい。（河西主査）
⇒拝承。（山田委員）

・No, 117：「・・・する場合」についてしない場合はどうするか。

⇒参照処分場にそれ以外の可能性を記載する。（河西主査）
⇒参照処分場で設定しているので、「・・・する場合」は削除するということになる。
（山田委員）
⇒セメント以外には砂があるが、この標準で何を想定するのが重要である。（平井委
員）
⇒「・・・の場合」を削除する方向で、ここでは参照処分場の考え方を記載する形式でい
いのではないか。その方針で検討していただきたい。他に方法があればそれでも構わ
ない。（河西主査）
⇒参照処分場で示すことにして、「・・・の場合」の記載を削除しても問題ないと考え
る。本体に参照処分場の考え方を記載する形式以外に、解説へ記載するという方法も
考えられるので対応を検討する。（山田委員）

・No, 118：「作業手順・・・」施設検査の範疇外ではないか。

⇒作業手順として確認することは、それを含めて機能を運用（設計）できることが目的であり、手順の確認ではなく機能の確認という表現へ見直しできるのでは。（平井委員）

⇒他の箇所も含めて表現を見直すことで対応いただきたい。（河西主査）

⇒5.4.2 a)などで設備の検査として、判定基準に「落下を防止する取扱方法を講じていること」などの表現だと、検査方法と判定基準の記載が明確ではない。（千々松委員）⇒方法については、5.4.2で「限られた範囲に留まるための設備」と記載されているように、機能を実現するための設備の設置を設定した場合には設備という記載方法にするとわかりやすくなるを考える。（関口常時参加者）

⇒これを含めて検討を進める。（河西主査）

○工程について（F15SC34-4-参考）

- ・今後の予定として、2022年の5月の専門部会の対応報告をターゲットに、4月に対応案の確認として分科会を実施していく予定としている。（斉藤常時参加者）

⇒4月の分科会では幹事の交代の事務連絡があるので、主査の承認のみなので対応いただきたい。（梅原幹事）

⇒見直し後の工程であれば2023年に発行承認という形で進めていきたい。（斉藤常時参加者）

⇒順次進めていただきたい。（河西主査）

○その他

- ・次回の分科会ではコメントへの対応案とこれまでの経過がわかるような形式で記載してほしい。（河西主査）

- ・L1 埋設後管理標準と L1 安全評価標準では、2021 年 10 月の規則改正に伴い基本安全機能のうち、「移行抑制」を「移動抑制」として修正している。施設検査標準では、「移行抑制」を「漏出の低減」として修正しているが、統一する必要があるのではないか。（千々松委員）

⇒用語を統一するよう検討願う。（河西主査）

⇒拝承。（山田委員）

以上